

第 42 回浦安市花火大会

～秋の空、ふるさと浦安の想いを咲かせて～

出店者募集要項（キッチンカー）

【開催日：令和 7 年 10 月 18 日（土）】

1 イベント概要

- (1) 名称 第 42 回浦安市花火大会～秋の空、ふるさと浦安の想いを咲かせて～
- (2) 目的 ふるさとづくり運動の一環として「ふるさと浦安」の思い出が市民の心に残ることを願い開催します。
- (3) 日時 令和 7 年 10 月 18 日（土）14：00 開場
打上時間 18：00～18：30（予定） ※荒天中止、順延なし
- (4) 場所 浦安市総合公園（浦安市明海七丁目 2 番）
浦安市高洲海浜公園（浦安市高洲九丁目 2 番）
- (5) 共催 浦安市ふるさとづくり推進協議会（以下、「協議会」という）、浦安市
- (6) 来場見込人数 約 15,000 人（総合公園約 13,000 人、高洲海浜公園約 2,000 人）
- (7) ごみ処理 「6 出店に際しての注意事項（2）ごみ処理と清掃」をご確認ください。

2 募集店舗数

- (1) 総合公園 10 台程度
- (2) 高洲海浜公園 5 台程度

※1 店舗あたりの使用（許可）面積は 10 m²以内（長さ 5m×奥行 2m）

※出店の可否については、協議会にて出店資格などの審査を行い、審査後の出店候補者が多数の場合は抽選で決定します。この場合の抽選方法に関わるすべては協議会が決定します。あらかじめご了承ください。

※(1)総合公園、(2)高洲海浜公園 のいずれかの会場にお申込みください。※両会場への申し込みはできません。

3 出店料

出店料は、無料です。なお、出店に必要なものについては、出店者の負担で手配してください。

- (1) 出店料：無料
- (2) やむを得ない事情により本イベントを中止とする判断をした場合でも、出店で

生じた費用については出店者の負担とし、協議会は賠償その他の責を負わないものとします。この場合、材料費、人件費、売上など一切の損失については、補てんあるいは保証はしません。

4 出店資格と条件

(1) 出店資格

千葉県暴力団排除条例ならびに浦安市暴力団排除条例に抵触しないことを確認するため、協議会にて出店資格の適正審査を行います。なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合があります。

(2) 出店条件

- ア 食品衛生法に基づく営業許可を有しているもの
- イ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格（調理師、栄養士）を有しているもの
- ウ 適正な衛生管理と加工（調理等）及び適正な表示の貼付ができ、販売品を衛生的に取り扱えるもの
- エ 電力、給排水設備を搭載し、適切に車検を受けている車両を有しているもの
- オ 協議会が指定する区画（場所）の出店に同意できるもの
- カ 別添誓約書（第2号様式）に同意できるもの
- キ 販売終了後、原状回復（出店前と同じ状態に戻す）が行えるもの

(3) 出店制限

以下のいずれかに該当する者は出店できません。

- ア 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員等（暴力団員法第2条6号に規定する暴力団員をいう）または暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する者
- ウ 会場内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行うおそれがある者

(4) 販売期間

- ア 出店時間 : 14時00分から19時00分（時間厳守）
- イ 最終注文時間 : 18時30分
※18時30分以降新たに並ばせることは禁止です。
※19時00分以降にならないと撤収作業はできません。

5 販売可能物品と条件

(1) 販売可能物品

- ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。

出店者募集要項（キッチンカー）

（調理営業・販売営業で保健所より許可を得ているもの）

- イ 酒類の販売は可能です。酒類の販売をする場合には、酒類の販売業免許などのほかに税務署への届け出（期限付酒類小売業免許）が必要になるなど制限があります。許可が必要な場合は、許可が下りるまで時間がかかりますので、早めに税務署へお問い合わせください。

松戸税務署 酒類指導官部門 TEL：047-363-1171（代表）

- ウ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。
エ 出店者は販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととします。
オ 申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

（2）販売禁止品目

- ア 消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの
イ 無許可で製造あるいは調理した食品
ウ その他、協議会が不相当と判断した飲食物

（3）店舗等で調理した食料品をイベント会場で販売する場合

市内の店舗等（食品衛生法に基づく営業許可を取得していること）にて調理した飲食物を包装に入れ適正な表示を貼付して、そのまま開封せずに本イベント会場へ運搬し、当該許可を得ている責任者の監督下において販売する場合については、食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要はありませんが、取り扱おうとする食品の販売の可否について、あらかじめ保健所にご確認をお願いいたします。また、調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、食品表示法（以下参照）に基づき、名称、期限表示、製造者、販売者、アレルギー等を必ず表示してください。

（参考）食品表示法【表示例】国内製造された菓子

名称	焼菓子
原材料名	大豆（カナダ）、バター、牛乳、砂糖、卵黄（卵を含む）
添加物	香料、レシチン（大豆由来）
内容量	1本
賞味期限	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
販売者	〇〇商事株式会社 千葉県〇〇市〇〇1-1
製造者	有限会社〇〇食品 千葉県〇〇郡〇〇町〇〇2-123

栄養成分表示 1本（25g）当たり	
熱量	116kcal

たんぱく質	5g
脂 質	8g
炭水化物	7g
食塩相当量	0.1g

- ※「はじめての食品表示（千葉県）」から抜粋
 栄養成分表示については省略できる場合があります。
 詳細については、以下の保健所にお問い合わせください。

市川健康福祉センター（市川保健所） TEL:047-377-1103

（４）調理作業について

- ア 食品取扱者が車内で、手指洗浄消毒ができるように給水タンク及び排水タンク、液体石鹸、アルコール消毒薬、ペーパータオルを設置し、手洗いを励行してください。※ノロウイルスの殺菌・消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。（家庭用の塩素系漂白剤、アルコールは効果がありません）
- イ 清潔な身だしなみをお願いします。（清潔な服装、爪切り、頭髪を清潔に整える、帽子・マスクの着用など）
- ウ 体調の悪い人（下痢、腹痛、かぜ）や手指に創傷のある人は、絶対に調理作業に従事しないでください。
- エ 調理前やトイレ、喫煙の後は必ず手洗い、消毒を行うようにしてください。
- オ 調理担当者は、嘔吐処理をしないでください。（ノロウイルスが原因である場合、調理を通してウイルスを拡散することにつながるため）
- カ 食品衛生法に基づく営業許可を取得している事業者は、ペットボトル等の飲料を紙コップなどに注いで販売することができます。
 また未開封の缶、パック、ペットボトルなどの販売もできますが、酒類販売については免許が必要となります。

6 出店に際しての注意事項

（１）車両と搬入搬出

- ア キッチンカーの搬入搬出については、協議会の指定する日時や交通ルールを順守し、安全に行ってください。また、会場内に台車で搬入等を行う場合は、極力、芝生に入らないよう配慮してください。
- イ 車両移動時以外はエンジンを停止させてください。
- ウ 全面通行止めの間は、車両の出入りが出来ません。
- エ 搬入搬出に必要な台車などの貸し出しはありませんので、出店者各自でご用意ください。
- オ 搬入した物品の管理は各出店者の責任で行ってください。万が一火災などによる滅失や盗難などの被害にあった場合、協議会はその責を一切負いません。

(2) ごみ処理と清掃

「イベントごみ減量ガイドライン」により、ごみの減量等に協力してください。

(URL) <https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/seido/1000426.html>

ア 出店者は必ず出店スペースにごみ箱を設置するとともに、購入者に対してごみ箱への廃棄をお願いしてください。

イ 各出店者はごみ袋を用意し、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理するとともに、ごみは必ず持ち帰ってください。会場内に設置したごみ箱へ出店者がごみを投入することは禁止です。

ウ 会場内の水栓での水洗い及び排水は厳禁です。油などを会場内の排水溝や側溝、植栽に流さないでください。

エ 調理スペースには、段ボールやビニールシートを敷いて、油やソースなどが地面に染み込まないようにしてください。

オ 本イベント終了後（18時30分以降）は、速やかに清掃を行ってください。

7 出店許可申請

(1) 提出書類

- ア キッチンカー出店申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- イ 誓約書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ウ 出店計画書（第3号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- エ 食品衛生法に基づく営業許可一式の写し（またはそれに代わる書類）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- オ 食品衛生責任者証（またはそれに代わる資格証明書）の写し・・・・・・・・ 1部
- カ キッチンカーとして使用する車両の車検証の写し・・・・・・・・ 1部
- キ キッチンカーとして使用する車両の写真・・・・・・・・・・・・ 数枚
- ク 消火器、店内全体及び店内の火気の周囲がわかる写真・・・・・・・・ 1部
- ケ 従事者名簿全員分の顔写真入り身分証

(2) 提出先

株式会社文栄社 営業部

担当：高落

<メールにて提出の場合>

urayasuhanabijimu@bunbk.com

<郵送にてご提出の場合>

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-11 日庄ビル2F（文栄社内）

※上記は書類の受け取りのみになります。書類に不備があった場合などは担当よりご連絡させていただきます。不明点などがある場合は「11：問い合わせ

先」までお問い合わせください。

(3) 募集期間

令和7年8月22日（金）必着 ※メール応募は17:00迄

8 出店可否の連絡

出店可否のお知らせについては、9月下旬頃に書面にて通知します。

9 その他留意事項

- (1) 荒天やその他社会情勢の影響により、予告なく本イベントの中止や規模縮小など内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (2) 飲食出店の申請において、食中毒予防の観点から保健所による改善指導を受ける場合があります。また、イベント当日に市川保健所職員の視察により、改善指導を受ける場合があるため、ご対応いただきますようお願いいたします。
- (3) 火気器具等を使用する場合は、必ず消火器（粉末ABC消火器10型）をご用意ください。イベント当日に消防職員が視察を行います。
- (4) 出店場所の抽選内容についてはお答えできませんのでご了承ください。
- (5) つり銭は出店者各自でご用意ください。
- (6) 風雨・西日などの気象対策は、各出店者が行ってください。
- (7) 指定した区画範囲を越えた営業・宣伝活動は行わないでください。また、店舗外の街路灯などへの貼り紙や、スピーカー等を利用してBGMや呼び込み等は、他の出店者や来場者の迷惑になることから、行わないでください。
- (8) 各種マスメディアに撮影されたものが新聞、テレビなどで公開される可能性があります。また、主催者による記録写真に参加時の活動および肖像が残り、今後の浦安市花火大会の広報活動での印刷物やホームページなどに使用される場合がありますので、代表者は参加者全員にこれらの内容について事前説明を行い、同意を得てください。
- (9) 浦安市都市公園条例及び関係法令を遵守してください。
- (10) 主催者は来場者に対しての傷害保険に加入しておりますが、出店物及び販売行為などに関する事故に対しては、一切の責任を負いません。
- (11) 本要項に定めのない事項は、協議会の指示に従ってください。

10 出店の取り消し・退去

本募集要項を守らない出店者がある場合には、即時出店停止、次年度以降の出店停止処分とします。ご了承くださいませようようお願いいたします。

11 問い合わせ先

浦安市ふるさとづくり推進協議会事務局（地域振興課内）

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL : 047-712-6246 FAX : 047-351-8600

E-mail:chiikinet@city.urayasu.lg.jp